

令和7年 保険料率変更のご案内



1. 雇用保険料率の変更!!

令和7年4月分の給与から、労働者負担・事業主負担の

保険料率が下記のとおり変更になります。

給与計算の際はご注意ください。

TOPIX

- 1. 雇用保険料率の変更
- 2. 健康保険料率の変更

●令和7年4月1日~令和8年3月31日●

負担者	<u>(1)</u>	(2)			112
事業の種類	労働者負担	事業主負担	失業等給付・ 育児休業等給付 の保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	<mark>9</mark> /1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の 事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

2. 健康保険料率の変更(北海道)

令和7年3月分(4月納付分)から、協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が変更となっています。

	令和7年2月分まで		
健康保険料率	10.21%		
介護保険料率	1.60%		



令和7年3月分より	
10.31%	
1.59%	

(上記料率は会社負担と本人負担の合算です。各保険料はそれぞれの折半となります。)

※3月に決算賞与がある場合…3月に支給される賞与の保険料は、新しい保険料率となります

雇用保険・社会保険ともに、保険料率の改定に注意して給与計算を行ってください。 ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

